

道路の構造の技術的基準等を定める条例等の概要

1. 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）の施行による、道路法の一部改正に伴い、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準等は、道路管理者である地方公共団体が条例により定めることとなったため、県道の構造の技術的基準等を定めます。

併せて、沿道区域の指定の基準についても、本条例で定めることとし、山口県沿道区域指定基準条例は廃止します。

2. 道路の技術的基準等を定める条例の概要

区 分	基準の内容
道路の構造の技術的基準	①幅員 ②線形 ③視距 ④勾配 ⑤路面 ⑥排水施設 ⑦交差又は接続 ⑧待避所 ⑨横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設 ⑩その他、道路の構造について必要な事項 (具体的な基準は国の参酌基準どおり規則で規定)
沿道区域の指定の基準	沿道区域の指定可能範囲及び条件
道路標識の寸法	①案内標識 ②警戒標識 ③①、②の道路標識に附置される補助標識 (具体的な基準は国の参酌基準どおり規則で規定)
自動車専用道路と道路等を立体交差とすることを要しない場合	①当該交差が一時的な場合 ②立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

3. 関連条例の廃止（附則関係）

山口県沿道区域指定基準条例

4. 道路の構造の技術的基準を定める規則の概要

県道の構造の技術的基準については、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める国の参酌基準どおりとします。

なお、条例委任項目となっていない設計車両、建築限界及び橋・高架の道路の自動車荷

重条件は、従来どおり政令で規定されるため、当該規則に定めません。また山口県の県道には該当しない事項についても、当該規則に定めません。

項目	国の基準（道路構造令）
政令により定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条（設計車両）、第12条、第39条第4項及び第40条第3項（建築限界）及び第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）まで（橋・高架の道路の自動車荷重条件）
規則により定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条から第11条の4まで、第13条から第34条まで、第35条第1項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第36条から第38条まで、第39条第1項から第3項まで、第5項及び第6項並びに第40条第1項、第2項、第4項及び第5項（ただし、第1種第1級、第3種第1級及び軌道敷に係る部分は除く <p>※詳細は別添関連資料を参照してください。</p>
県道に該当しない事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第9条の2（軌道敷）、 ・国道のみに該当する道路の区分である、第1種第1級及び第3種第1級に係る基準 ・第1種第1級の道路のみに該当する、設計速度が時速120キロメートルである道路に係る基準

5. 標識の寸法を定める規則の概要

道路標識の寸法及び文字の大きさについては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・国土交通省令第3号）第3条第1項で定める国の参酌基準どおりとします。※詳細は別添関連資料を参照してください。

6. 施行期日

公布の日（平成24年7月10日）から施行

7. 規則及び政省令抜粋

道路の構造の技術的基準を定める規則	道路構造令																																								
<p>政令で定める事項のため、山口県の規則には定めない事項。</p>	<p>(設計車両) 第四条 2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">設計車両 \ 諸元(単位メートル)</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>前端オーバーハング</th> <th>軸 距</th> <th>後端オーバーハング</th> <th>最小回転半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型自動車</td> <td>四・七</td> <td>一・七</td> <td>二</td> <td>〇・八</td> <td>二・七</td> <td>一・二</td> <td>六</td> </tr> <tr> <td>小型自動車等</td> <td>六</td> <td>二</td> <td>二・八</td> <td>一</td> <td>三・七</td> <td>一・三</td> <td>七</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>一二</td> <td>二・五</td> <td>三・八</td> <td>一・五</td> <td>六・五</td> <td>四</td> <td>一二</td> </tr> <tr> <td>セミトレーラ連結車</td> <td>一六・五</td> <td>二・五</td> <td>三・八</td> <td>一・三</td> <td>前軸距 四 後軸距 九</td> <td>二・二</td> <td>一二</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 前端オーバーハング 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。 二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。 三 後端オーバーハング 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。</p>	設計車両 \ 諸元(単位メートル)	長さ	幅	高さ	前端オーバーハング	軸 距	後端オーバーハング	最小回転半径	小型自動車	四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六	小型自動車等	六	二	二・八	一	三・七	一・三	七	普通自動車	一二	二・五	三・八	一・五	六・五	四	一二	セミトレーラ連結車	一六・五	二・五	三・八	一・三	前軸距 四 後軸距 九	二・二	一二
設計車両 \ 諸元(単位メートル)	長さ	幅	高さ	前端オーバーハング	軸 距	後端オーバーハング	最小回転半径																																		
小型自動車	四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六																																		
小型自動車等	六	二	二・八	一	三・七	一・三	七																																		
普通自動車	一二	二・五	三・八	一・五	六・五	四	一二																																		
セミトレーラ連結車	一六・五	二・五	三・八	一・三	前軸距 四 後軸距 九	二・二	一二																																		
<p>(車線等) 第三条 4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えて得た値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じて得た値とすることができる。</p>	<p>(車線等) 第五条 4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第1級若しくは第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。</p>																																								

区分		車線の幅員(単位メートル)	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2級	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
	第4種	第1級	普通道路
小型道路			2.75
第2級 及び 第3級		普通道路	3
		小型道路	2.75

区分		車線の幅員(単位メートル)	
第1種	第1級		3.5
	第2級		
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
小型道路		3	
第2級	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級 及び 第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

道路標識の寸法を定める規則

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

道路標識の寸法を定める規則

道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第五十二号）第四条の道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

（様式）

第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。

別表

一 案内標識

別表第二（第二条関係）

	出口の予告 (一〇九予告)		方面及び車線 (一〇七A)		入口の方向 (一〇三A)
	方面及び出口の予告 (一〇八A)		方面及び車線 (一〇七B)		入口の方向 (一〇三B)
	方面及び出口の予告 (一〇八B)		方面及び方向 (一〇八D)		入口の予告 (一〇四)
	方面及び出口 (一一一A)		方面及び方向 (一〇八E)		方面及び距離 (一〇六B)

	出口の予告 (一〇九予告)		方面及び車線 (一〇七A)		入口の方向 (一〇三A)
	方面及び出口の予告 (一〇八A)		方面及び車線 (一〇七B)		入口の方向 (一〇三B)
	方面及び出口の予告 (一〇八B)		方面及び方向 (一〇八D)		入口の予告 (一〇四)
	方面及び出口 (一一一A)		方面及び方向 (一〇八E)		方面及び距離 (一〇六B)